

令和01年度 第12回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和2年3月23日（月） 午後2時30分から午後3時15分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館 801会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （主査）松谷 卓人 （主査）吉田 順二

4. 欠席者： 1名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第14号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第15号】 非農地証明書の交付の件

〈審議結果：承認〉

【議案第16号】 西宮市農業委員会事務局処務規定の一部改正の件

〈審議結果：承認〉

【議案第17号】 西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件

〈審議結果：承認〉

【報告第36号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第37号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第38号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は13名ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 異議なしとのことですので、12番奥村委員と13番庄治委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。まず、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】
- それでは、本日配布しています資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。
- 【資料朗読】
- 本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えています。以上で議案の説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の大前委員の説明をお願いします。
- 大前委員 議案第14号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、バス停から東へ180メートルのところにあります。申請農地については、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は、15年間ほど夫が県外に所有する農地を家族で耕作されており農業実績もあり生産意欲も高く、農業に必要な機械を持っており、許可しても問題ないと思われまゝ。以上で地元委員の説明を終わります。
- 議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委 員 無いようですので、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとして、ご異議ございませんか。
- 議 長 (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので議案第14号につきましては、許可することとします。続きまして、議案第15号「非農地証明書の交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第15号「非農地証明書の交付の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】
- 本日配布しています資料「西宮市農業委員会事務取扱要領(9条1項抜粋)」をご覧ください。非農地証明書の願出ができるのは、西宮市農業委員会事務取扱要領9条1項の各号いずれかに該当する場合のみとなります。
- 申請農地につきましては、3/4の現地調査により、現況が原野であることを確認し

ました。したがって9条1項「第1号」に該当しますので、非農地証明書を交することについて問題は無いと考えています。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明ですが、地元委員の中務委員が議会出席で本会を欠席しているため、事務局の代読とさせていただきます。

事務局 議案第15号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、県道交差点から北へ230メートルのところにあります。申請農地は、棚田であり、他人の農地を通らなければ到着できず、農機具の搬入も困難な状態で、隣接地ともども少なくとも20年以上耕作はできていないものと判断できます。つきましては申請地は農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明書を交付しても問題ないと考えます。以上で地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

松井委員 20年以上耕作していないことの疎明資料として、申請者に国土地理院の写真の提出を求めているとのことですが、事務局が資産税課の資料を閲覧するなどして申請者の負担軽減を図ることはできませんか。

事務局 取扱については検討課題とさせていただきます。

議長 他にご意見はございませんか。

委員 (意見なし)

議長 無ければ、議案第15号「非農地証明書の交付の件」につきましては、ご承認いただくことにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第15号につきましては、証明書を交付することとします。これより報告案件に入ります。報告第36号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第36号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第37号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第37号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第38号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第38号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、追加議案を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第16号「西宮市農業委員会事務局処務規定の一部改正の件」ですが、資料の新旧対照表をご覧ください。法律の改正により嘱託職員臨時職員という呼称が会計年度任用職員 AB とに変わるという改正内容です。続きまして、議案第17号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」です。これまで報告案件としていた「相続税納税猶予適格者証明書交付」ですが、農水省の通達に合わせ総会の議決案件とし、新年度からの運用とするため今回上程しました。

議長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
委員 (意見なし)

議長 無ければ、2件の追加議案につきましては、ご承認いただくことにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、追加議案につきましては、2件とも承認することとします。以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時15分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)